

「令和5年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（産業保安システムの更改に係る設計・開発及び運用・保守作業等の請負）」の仕様書案に対する意見への回答

	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	経済産業省回答
1	5		1. 調達案件の概要に関する事項 (5) 作業スケジュール	3	仕様書の左記項目について、令和7年度のリリースは、他年度と同じく3月末とされたい。	令和7年度の開発にあたっては、対向システムとの調整が必要であり、調整余地のあるスケジュールが望ましいため。	ご指摘を踏まえ、令和7年度のリリースについても、3月末とさせていただきます。ただし、全ての行政手続は、原則、令和7年末までにオンライン化を実施することとしているため、手続機能に係る設計・開発に関しては、当初の予定どおり12月末とさせていただきます。
2	6		4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 作業の内容	3	仕様書の左記項目について、1～3次開発で開発予定とされている機能については、事業者による提案に応じて、また案件開始後に主管課との協議に応じて、開発範囲を最終決定するという理解だが、上記の旨を良ければ明記いただきたい。	本制の導入にあたっては、申請方法（本申請/汎化申請）の検討が必要であるなど、開発にあたって検討余地があり、現時点での開発作業の見極めが難しいため。	ご認識の通りである。ご指摘の点については、すでに仕様書に「受注者は本事業開始後に改めて各開発段階の実装範囲を主管課と協議し明確化すること。」とさせていただいている。
3	6		4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 作業の内容	3	仕様書の左記項目について、2次開発対象の「地方公共団体の利用環境整備」とは、保安ネットを利用する地方公共団体における接続確認作業を指す認識でよい。認識が異なる場合は、具体の作業内容を記載されたい。	作業内容の精査のため。	想定している作業は以下のとおりである。 ・地方公共団体向けのガバメントクラウド（AWS）の環境構築。 ・接続確認作業 ・サービス開始に向けた導入支援。 これらについては仕様書案に追記させていただきます。
4	10		4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 作業の内容	3	仕様書の左記項目について、「17. 教育訓練」において、研修会の対象に申請者を含むか明確にされたい。	要件定義書に記載の教育対象に申請者は含まれないため。	主は、経済産業省及び地方公共団体職員であるが、対象者には申請者を含む。ただし、申請者向けの研修については、操作マニュアル等の配布や事前に録画した説明動画をストリーミング配信する等を想定している。要件定義書は修正する。

5	11		4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 作業の内容	4	仕様書の左記項目について、「18. イ. 運用管理」において、(ウ) バックアップ・リストアの記載に、ペガクラウドとあるが、ペガクラウドは利用されない認識である。齟齬がないか確認いただきたい。	本事業においてガバメントクラウドもしくはパブリッククラウドでの実現となり、ペガクラウドは必ずしも利用されない認識のため。	御指摘の通りペガクラウドは誤記のため、「ガバメントクラウド」として仕様書案を修正させていただく。
6	12		4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 作業の内容	3	仕様書の左記項目について、「18. オ. 集中入力センター運用」において、年間あるいは月間の入力業務の上限目安の提示をされたい。	妥当性ある業務工数・見積もりのため。	集中入力センター運用の営業時間は平日の9時～18時であり、年間の対応件数については、約10,000申請を想定している。これらについては仕様書案に追記させていただく。

7	13		4. 作業の実施内容に関する事項 (2) 成果物 ②業務アプリケーションの設計・開発工程の成果物		仕様書の左記項目について、納入期限が、1次開発、2次開発、3次開発と1年毎の検収となっているが、各年度とも、基本設計書・詳細設計書・開発プログラム一式を都度検収を行うものとしていただきたい。	貴省での成果物を改める節目を次段階の工程に進む前に行うのが望ましいこと。また、フェーズ毎の納品・検収をもって応分の中間請求・支払いを可能とされたいため。	各年度とも、基本設計書・詳細設計書・開発プログラム一式を都度確認することは可能である。ただし、各工程について対価を設定し、部分支払をすることは困難であるため、現在の仕様書通り、1年ごとに検収を行うものとさせていただきます。
8	13		4. 作業の実施内容に関する事項 (2) 成果物 ③環境設計・構築工程の成果物		仕様書の左記項目について、納入期限は、1次開発、2次開発、3次開発と1年毎の検収となっているが、各年度とも、基本設計書・詳細設計書・環境構築手順書等を都度検収を行うものとしていただきたい。	貴省での成果物を改める節目を次段階の工程に進む前に行うのが望ましいこと。また、フェーズ毎の納品・検収をもって応分の中間請求・支払いを可能とされたいため。	各年度とも、基本設計書・詳細設計書・開発プログラム一式を都度確認することは可能である。ただし、各工程について対価を設定し、部分支払をすることは困難であるため、現在の仕様書通り、1年ごとに検収を行うものとさせていただきます。
9	15		4. 作業の実施内容に関する事項 (2) 成果物 ⑥移行工程の成果物		仕様書の左記項目について、「利用者マニュアルは申請者及び職員ごとに作成すること」とあるが、自治事務分の対応となる場合を踏まえ、「職員ごと」には自治体と貴省とが区分され、それぞれ向けのものが要作成と想定されるが確認いただきたい。	マニュアル作成対象・範囲の明確化のため。	自治体と経済産業省との区分に加え、電気事業法やガス事業法等、法令の区分でも作成するマニュアルが異なると想定している。
10	18		5. 作業の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の要件		仕様書の左記項目について、保安ネットの利用するローコードツールである、ペガの提供が可能である受注者である旨の記載があることから、ペガライセンスは貴省に再販提供するものと認識している。齟齬がないか確認いただきたい。	ライセンスの提供形態に応じて、見積内容が変わるため。	ライセンスに関する契約形態については再販に限定しているものではない。入札いただき際に、御社が再販による提供が合理的と判断されるのであれば、その内容で提案いただきたい。
11	19		5. 作業の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の要件		仕様書の左記項目について、「ウ. 作業は以下のいずれかの試験合格者であって」の「作業」について、体制内のどの役割を指すかなどがあれば、明確にしていきたい。	同条件が、体制内にいずれか1名を擁すればよいか、あるいは特定チーム、ポジションの者に求めているかどうか、文章から不明であるため。	誤植であるため、「作業」の文言は削除する。

12	22		7. 成果物の取扱いに関する事項 (2) 契約不適合責任	1	仕様書の左記項目について、アの「受注者が契約不適合責任を負う期間については、本業務について検収を行った日を起算日として1年とする」は、1次～3次のどの段階、あるいはどの成果物についてか、具体詳細に記載いただきたい。	5か年弱に亘る長期の契約のため、初年度等初期の納品物の起算日が本業務契約全体の検収日となると、要対応期間が長期に及ぶため。	4. (2) 成果物に示す納入期限の日を起算日として1年である。仕様書については修正させていただく。
13	14		第2章 3. 規模 (1) サービスの利用者数及び情報システムの利用者数	3	別紙1 要件定義書の左記項目について、地方自治体の利用者が約10人とあるが、全国での総利用想定数を明らかにされたい。「地域拠点」毎の数字である場合は、地域拠点の対象および数を明記されたい。	利用数の精査のため。	各利用拠点で約10人が利用する想定であり、拠点の数としては、47都道府県、20政令市である。
14	41		第4章 3. 規模に関する事項 (2) データ量	3	別紙1 要件定義書の左記項目について、表に記載のデータ蓄積量は以下の総計か。 ・令和5年度までの既存保安ネットからの移行データ ・令和6-9年度の次期保安ネットの蓄積データ	移行作業および必要なシステム容量の精算のため。	ご認識の通りである。
15	53		第4章 12. テストに関する事項 (1) テストに関する要件	4	別紙1 要件定義書の左記項目について、受入テストは本番環境にて実施する旨の記載があるが、該当は1次開発時のみであり、その他は本番環境以外の環境での実施という認識でよいか。	2,3次開発においては本番環境はすでに実運用中であり、受入テストの実施は難しいため。	御認識の通り、本番環境への受入テスト等は1次開発のみとなりますので、仕様書案の記載を補足等し修正させていただく。

16	55		第4章 13. 移行に関する事項 (2) 移行計画書の作成	4	別紙1 要件定義書の左記項目について、「ア. 計画書作成要件」のうち、「(ウ) 業務移行」に記載のある「保安ネットポータルに掲載情報」とは何を指すか。	作業内容の精査のため。	現在、保安ネットポータルで掲載している利用者マニュアル、よくある質問、過去のお知らせ一覧等の情報である。
17	60		第4章 15. 教育に関する事項 (1) 教育対象者の範囲、教育の方法	3	別紙1 要件定義書の左記項目について、教育対象者の範囲のうち、「出張研修」を実施する範囲と対象を明確にされたい。	出張費用・人員の計上のため。	出張研修は想定していない。オンラインでの研修を想定している。

(注1) 種類欄には、次から選択した番号を記載のこと。

(1. 要求水準を下げよ 2. 要求水準を上げよ 3. 修文せよ 4. その他)

(注2) 意見及び理由は、130文字以内で明確かつ簡潔に記載すること。

ただし、その字数内では不足する部分は、別添資料に記載すること。

(注3) 本様式の変更はしないこと。

(注4) 電子媒体も併せて提出のこと。